H 2 7年度

長崎県プランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」における商品募集について

長崎県内の優れた農産加工品を県が認証し、県内外で販売支援のためのPRを行います。

募集農産加工品の範囲と条件は次のとおりです。

- (1)申請商品は1年以上の販売実績があること。
- (2)長崎県産農産物(農林畜産物)を使用した農産加工品(県内で製造されたもの)。
 - 例)野菜、果樹加工品(漬物、ジャム)、麺類、菓子類、乳製品、畜産加工品、 調味料(味噌、醤油)、飲料等
- (3)関連法令に違反していない商品であること。 食品添加物は法令で使用が認められているもので、必要最小限の使用であること。 表示等に関する法律を遵守していること。
- (4)申請者は、長崎県内において農産加工品の製造または販売している個人または法人等であること。
- (5)認証を申請する商品は、専用の施設で製造されていること。

申請方法について

- (1)受付期間 平成27年8月31日(月)まで(当日必着)
- (2)申請方法 所定の申請書に記入の上、申請書一式と、食品衛生監視票(保健所発行)、県税、 消費税及び地方消費税(課税事業者のみ)の未納がないことを証する証明書を同封 し、郵送またはご持参ください。
- (3)提出先 〒850-8570 長崎市江戸町2-13 長崎県 農林部 農産加工・流通室 「長崎四季畑」担当 TEL 095(895)2996 FAX 095(895)2592

申請書、募集要項についてはホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

(http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/shikibatake/boshu-shikibatake/)

審査について

- (1)申請書を受領後に、提出された申請書に基づき予備審査(申請書類の書面確認及び現地調査) を行います。
- (2)最終的には総合審査会において、味覚、デザイン性等の審査を総合的に行い認証商品を決定します。(平成27年12月頃予定)
- (3)今年度更新となる既存の認証商品については、商品の味、デザイン等変更がない場合に限り、 予備審査のみとします。

その他注意事項について

- (1)申請にあたって、虚偽の記載等があれば認証を取り消す場合があります。
- (2)総合審査委員会の開催時に食味審査を行いますので申請商品の提供をお願いします。

認証商品について

- (1)認証期間は3年間で、認証マークを使用することができます。
- (2)県のホームページに認証商品として掲載や長崎四季畑のパンフレット 等で認証商品としてPRします。
- (3) 県内外の商談会等において販売支援のための PR を行います。

